



福岡県医発第1652号（地）  
平成18年12月 8日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会長 横倉 義武



### 自殺対策基本法の施行について

自殺予防に向けての総合的な対策の推進につきましては、平成18年5月12日付福岡県医発第289号（地）をもって、また、自殺対策基本法の成立につきましては、7月21日付福岡県医発第905号（地）をもってご連絡申し上げておりました。

今般、自殺対策基本法が平成18年10月28日施行され、別添のとおり内閣府政策統括官（共生社会政策担当）より各都道府県知事及び政令指定都市長宛、通知が出された旨、日本医師会より連絡がありましたので、お知らせいたします。

---

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



(地Ⅲ165)

平成18年12月1日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会常任理事  
天本 宏

### 自殺対策基本法の施行について

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、自殺予防に向けての総合的な対策の推進につきましては、平成18年4月25日付日医発第77号（地Ⅲ11）をもって、また、自殺対策基本法の成立につきましては、平成18年7月12日付（地Ⅲ63）をもって貴会宛にお送り申し上げます。

今般、自殺対策基本法が平成18年10月28日に施行され、別添のとおり、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）より、各都道府県知事及び政令指定都市長宛に、自殺対策基本法の施行について通知が出されましたので、参考までにお送り申し上げます。

つきましては、貴会管下郡市区医師会等への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

府政共生第1274号-1  
平成18年10月30日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官  
(共生社会政策担当)

### 自殺対策基本法の施行について

内閣府所管行政の推進につきましては、平素より御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、先の通常国会において成立した自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が10月28日付けで施行されました。

この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることにかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として制定されたものです。

自殺は、個人的な問題としてのみとらえるべきものではなく、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、総合的な対策を早急に確立すべき時期にあります。

政府においては、これまでも各省庁において自殺予防対策に取り組んできたところではありますが、今後は、この法律に基づき、自殺対策の大綱を策定し、関係省庁が連携して自殺対策の総合的な推進を図ることとしております。

つきましては、この法律の趣旨に御理解をいただき、政府における自殺対策の総合的な推進に御協力いただくとともに、各都道府県におかれても、地域の状況に応じ、より一層の施策の充実等を図るようお願い申し上げます。

なお、管下の市（区）町村に対しては、貴職から御周知いただきますよう併せてお願い申し上げます。

#### 【問合せ先】

内閣府政策統括官（共生社会生活政策）付自殺対策担当  
森（参事官補佐）、鈴木（主査）

電 話 03-3581-1247

FAX 03-3581-1249

e-mail shinji.mori@cao.go.jp

takanori.suzuki@cao.go.jp

府政共生第1274号-2  
平成18年10月30日

政令指定都市長 殿

内閣府政策統括官  
(共生社会政策担当)

### 自殺対策基本法の施行について

内閣府所管行政の推進につきましては、平素より御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、先の通常国会において成立した自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が10月28日付けで施行されました。

この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることにかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として制定されたものです。

自殺は、個人的な問題としてのみとらえるべきものではなく、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、総合的な対策を早急に確立すべき時期にあります。

政府においては、これまでも各省庁において自殺予防対策に取り組んできたところではありますが、今後は、この法律に基づき、自殺対策の大綱を策定し、関係省庁が連携して自殺対策の総合的な推進を図ることとしております。

つきましては、この法律の趣旨に御理解をいただき、政府における自殺対策の総合的な推進に御協力いただくとともに、貴職におかれても、地域の状況に応じ、より一層の施策の充実等を図るようお願い申し上げます。

#### 【問合せ先】

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付自殺対策担当

森（参事官補佐）、鈴木（主査）

電 話 03-3581-1247

FAX 03-3581-1249

e-mail shinji.mori@cao.go.jp

takanori.suzuki@cao.go.jp